

佐久市社会福祉協議会

第一次発展・強化（改善）計画

（令和3年度～令和7年度）



佐久市社協イメージキャラクター 「さーくちゃん」

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画策定の基本的事項

- 1 社会福祉協議会とは
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間

第3章 本協議会を取り巻く現状と環境の変化及び課題

現状の経営環境の把握

第4章 事業推進のための施策体系及び方向性

- 1 施策体系
 - (1) 法人運営部門（4事業）
 - (2) 地域福祉活動部門（32事業）
 - (3) 施設管理・運営部門（6事業）
 - (4) 介護保険・障害福祉部門（7事業）
 - 2 現状と課題及び方向性
- 計49事業

第5章 財政運営の強化

- 1 経営戦略の策定
- 2 財政収支の見直し

第6章 組織運営の強化

- 1 理事会・評議員会
- 2 職員体制の強化

第7章 計画の推進と評価

- 1 社協の見える化・見せる化の推進
- 2 PDCAサイクルに基づく管理

第1章 計画策定の趣旨

佐久市社会福祉協議会は、平成17年4月1日に旧佐久市・旧臼田町・旧浅科村・旧望月町が合併し、新佐久市が発足したことに伴い、同年10月3日に「社会福祉法人佐久市社会福祉協議会」（以後、「本協議会」という。）として誕生しました。創立以来15年が経過し、地区社会福祉協議会や区長会、民生児童委員協議会など、幅広い種々の福祉関係者や機関、団体等によって、地域住民の参加を原則に、行政と協働して地域福祉の向上に取り組んできました。

現在、地域福祉事業をはじめ、7施設の指定管理者として利用者へのサービス向上、施設の適切な維持管理と経営に取り組んでいるとともに、介護保険事業や障がい福祉サービス事業では、利用者に安心して良質なサービスを提供しています。

このような中で、時代の要請に応じていくためにも、経費の削減や適正な職員配置、自主財源の確保、介護保険事業の安定的な経営、福祉施設の利用者増大など、本協議会の経営健全への取り組みが求められています。

今後、佐久市の方針や財政状況などにより、市が策定する地域福祉計画が見直されることも十分に考慮されることから、本協議会が将来に向けて自立的な法人として経営を行っていくためには、自らの経営状況を随時分析して見直し改善を行い、今日の地域福祉施策の動向を踏まえつつ、地域社会の変化と複雑化・多様化する福祉課題・生活課題の対応に向け、地域のつながりの再構築に向けた活動を強化し、職員が一丸となって取り組むことが必要です。

このことから、社会福祉協議会としての使命について再確認を行う中で、将来にわたって健全な法人経営を図るため「佐久市社会福祉協議会第一次発展・強化（改善）計画」（以後、「本計画」という。）を策定するものです。

第2章 計画策定の基本的事項

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、営利を目的としない民間組織です。社会福祉法に基づき設置され、地域住民のほか、民生児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人、NPO法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心

して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 基本理念

本協議会は、「人と人がつながり 支え合う地域づくり」を基本理念とし、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

この使命を達成するため、社会福祉関係団体、NPO法人などと連携して、国や自治体の福祉制度では補いきれない地域の課題解決に取り組み、その連絡調整役を担っていきます。

3 基本目標

3つの基本目標を掲げ、幅広い事業を行っていきます。

（第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画より抜粋）

○共に支え合う人づくり

地域住民同士の自主的・主体的な支え合いの意識を啓発し、市民の連帯意識を高め、積極的に地域活動に関わることができる人材の育成と、地域活動を支える組織の育成や活性化を図ります。

○安心して暮らせる地域づくり

安心して子どもを産み育てられる仕組みづくりや、地域住民がお互いに支え合う地域コミュニティの形成を目指します。さらに、全ての市民が安心して暮らせる地域を築くための自主防災活動や、犯罪から地域を守る自主防犯活動を中心とした助け合い活動の充実を図ります。

○生涯にわたる心とからだの健康づくり

市民すべてが、健康で生きがいを持って暮らせるよう、いつでも、どこでも学習できる環境の整備を進めます。また、優れた知識・技術や知恵を持つ元気な高齢者が、地域活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。

4 計画の位置づけ

佐久市と本協議会が平成30年3月に策定した「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、相互に連携を図りながら二つの計画を一本化し、「豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり」の実現を目指すとしています。この計画と並行し、健全な法人運営と地域福祉活動の推進を図ることを目的に、本計画の策定に取り組みます。さらに、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に向けて、社協が有する中間支援組織としての機能を発揮し、幅広い関係機関と地域生活課題について話し合い、連携・協働する場（プラットフォーム）を作り、協働の中核を担っていきます。

5 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。なお、本協議会を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえながら進行管理を行うとともに、必要に応じて今後計画を見直すものとします。

第3章 本協議会を取り巻く現状と環境の変化及び課題

本協議会における財政運営は、健全な経営を目指し自主財源の確保に向け取り組んできましたが、平成30年度から基金を取り崩して運用を行っている状況が続き、これまでになく厳しい状況に陥ってきています。さらに、地域に目を向けると、市民の地域社会における関わり方も徐々に複雑化・多様化する中で、家族や地域社会の絆の希薄化などに伴い、事業の根本的な見直しの必要性に迫られてきています。このため、経費の節減や職員の給与や手当等の改正、人事や事業の見直しなどに努めて経営基盤の強化を図り、本協議会が長期的な展望の中で、持続可能な進展を遂げることができるよう取り組みがより重要となります。

第4章 事業推進のための施策体系及び方向性

1 施策体系

全国社会福祉協議会の「市区町村社協経営指針」（令和2年5月第2次改定）では、市区町村社会福祉協議会は、これまで取り組んできた経験と実績を踏まえ、時代の変化に合わせ、未来を見据えた目標を定め、具体的な戦略をもって経営活動に取り組むための組織経営の方向性を示しています。

また、地域福祉の推進に必要な事業体制「法人部門」「地域福祉部門」「施設管理・運営部門」「介護保険・障がい福祉部門」を確立することを基本に、必要に応じて地域に活動拠点を置き、地域の事情に即した事業を展開することを求めています。このため、本協議会においても、これに基づいた部門ごとに施策体系（事業の方向性）を示し推進していきます。

(1) 法人運営部門

○適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う、社協事業全体のマネジメント業務にあたります。

- ア 法人運営
- イ 部会委員会
- ウ 会費活動
- エ 啓発宣伝

(2) 地域福祉部門

○住民参加や協働による福祉活動の支援、まちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たします。また、地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、「断らない」という総合相談支援を念頭に、福祉サービス利用者だけに留まらず、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行います。

ア ボランティアセンター活動の推進

- (ア) ボランティアセンター活動事業（ボランティア活動の充実）
- (イ) 災害ボランティア講座
- (ウ) 育児・介護“助っ人”養成講座
- (エ) （新）お掃除大作戦ボランティア養成講座
- (オ) 安心コール事業
- (カ) お元気レター事業

イ 各種相談体制の充実

- (ア) 生活福祉資金貸付事業（県社協 受託事業）
- (イ) 日常生活自立支援事業（県社協 受託事業）
- (ウ) 家計改善支援事業（市 受託事業）
- (エ) さく成年後見支援センター運営事業（広域連合 受託事業）
- (オ) 結婚相談事業、（新）婚活講座

ウ 地域福祉活動の推進

- (ア) ふれあいいきいきサロン事業（世話人交流会事業含む）
- (イ) ファミリーサポート事業「ほっと・ホット」（育児支援）
- (ウ) 介護助っ人事業（介護支援）
- (エ) 敬老会助成
- (オ) 社会福祉大会
- (カ) 佐久ふれあい広場
- (キ) 地域福祉活動計画策定評価事業
- (ク) （新）フードドライブ事業
- (ケ) 地区社会福祉協議会事業

- (コ) 希望の旅事業
- (サ) 認知症徘徊SOS模擬訓練事業
- (シ) 共同募金
- (ス) 佐久市災害ボランティアセンター設置運営事業
- (セ) 高齢者緊急時連絡票の配布
- (ソ) ひとり暮らし高齢者等見守り事業（市 受託事業）

エ 福祉教育事業の充実

- (ア) 社会福祉普及校事業（福祉体験教室事業・福祉教材DVD貸出事業）
- (イ) バリアフリーマップ事業

オ 団体事務

- (ア) 日本赤十字社長野県支部佐久市地区
- (イ) 佐久市赤十字奉仕団
- (ウ) 佐久市老人クラブ連合会
- (エ) 佐久市戦没者遺族会

(3) 施設管理・運営部門

○地域住民が、安心安全に利用できるよう管理運営を行います。

- ア 佐久市福祉総合センター（所有施設管理運営事業）
- イ 佐久市老人福祉センター「長寿閣」（所有施設管理運営事業）
- ウ 佐久市臼田老人福祉センター（所有施設管理運営事業）
- エ 佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田（市指定管理事業）
- オ 浅科保健センター（市指定管理事業）
- カ 佐久市望月老人福祉センター（市指定管理事業）

(4) 介護保険・障がい福祉部門

○利用者が安心して利用できるよう、職員の資質向上に努め、介護サービスや障がい者支援などの多様な生活支援サービスを提供し、経営の安定を図ります。

- ア 社協ケアプランセンター佐久
- イ 佐久市あいとぴあ臼田デイサービスセンター（市指定管理事業）

- ウ 佐久市浅科デイサービスセンター（市指定管理事業）
- エ 就労継続支援B型 臼田共同作業センター（市指定管理事業）
- オ 就労継続支援B型 浅科ふれあいホーム（市指定管理事業）
- カ 佐久市社協特定相談支援事業所
- キ （新）佐久市社協多機能型事業所くれよん

第5章 財政運営の強化

本協議会は、収益を目的として設立された団体ではなく、社会福祉法に規定されているとおり「地域福祉」を推進するために設立された団体であり、極めて公共性・公益性の高い事業を展開しています。

本協議会の財源収入の推移は、自主財源収入の約47%を占める介護保険事業収入や社協会費、共同募金の配分金収入がいずれも減少が続いています。増加傾向であった障害支援事業収入も減少に転じており、6年連続赤字決算となる厳しい財政運営となっています。

特に、介護保険事業では、市内に長期入所系事業所等の新設整備が進み、その影響から本協議会が運営する事業所の利用者が長期入所施設へ移行する傾向がみられ、また、収益性が低い同事業所利用者の全利用者に占める比率が高く、結果として事業の収益が上がらない経営環境の悪化が続き、安定的な運営をすることが極めて厳しい状況となっています。

現在、本協議会が展開している主な収益事業は「介護保険事業」「障がい福祉サービス事業」のほか「指定管理者施設受託事業」となっていますが、市等からの公的財源である受託事業収入は同水準を維持しているものの、経常経費補助金収入が微減傾向にあり、補助金等公的財源を確保することが難しくなっている状況にあります。

ますます増大する福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応していくためには、特に自主財源の確保が重要です。今後も本協議会が継続的に安定した事業経営を行っていくために、本協議会は社会福祉法に位置付けられた、社会的意義や社会福祉法人として求められる「地域における公益的な取り組みを実施する責務」をより確実に実現すべく、公費確保のルール化や自主財源の確保など、安定的な財政運営に努めていくとともに、より一層の経費削減を図り、本協議

会の「自立性」を高めていきます。

また、支出については、人件費支出の割合が令和元年度までは、全体の7割以上を占めている状態です。さらに、本協議会が所有する施設の老朽化が進む中で、将来を見据えた施設整備などを行っていく上で、長期的展望に立った財源確保、財政運営の改善を図っていきます。

2 財政収支の見通し

社協会費については、会員の更なる加入促進策の強化を図るとともに、団体会員・法人会員については、これまで未開拓だった各種団体に対して加入促進を積極的に働きかけるなど、会費収入の増額に努めます。

経常経費補助金収入と受託金収入については、人件費等の義務的経費は長期的には同水準が続くと思われませんが、介護保険事業収入と障害支援事業収入については、多数のサービス事業者の参入により、本協議会が運営する事業所への利用者の減少傾向がみられます。このことから、利用者の確保と生活機能を重視した適切な福祉サービスの提供を行うとともに、障害者総合支援法に対応した収益の増額に努めます。

一方、人件費支出の割合は、約7割となっており、今後もほぼ同水準で推移するものと想定されますが、人件費支出の増加は財政硬直化の要因となることから、事業全体の見直しをとおして、職員の働き方改革、適正な職員配置（人員削減を含む）に努め、人件費等を抑える経営努力を行い、財務体質の改善を図ります。

事務費支出と事業費支出については、福祉ニーズが年々複雑化・多様化してきている現状から、増額が見込まれるところですが、費用対効果等も十分勘案する中で、必要最小限の予算配分で、最大の効果が得られるよう、事業の精査と分析を行い、効率的な予算執行に努めます。

第6章 組織運営の強化

1 理事会・評議員会

本協議会においては、組織運営機関として、執行機関である理事会と監査機関としての監事、さらに決議機関である評議員会が設置されています。

監事は、業務の執行状況と、法人の財産状況を監査し、理事会、評議員会に

対し報告するとともに、意見を述べる権限を有しています。また評議員は、本協議会の業務に関する重要事項を決議するとともに、理事会の諮問機関です。理事・評議員については、選出母体の長などであることが多く、所属母体に対する責任や役割に加え、本協議会の運営にも参画していただいている状況です。

令和2年4月1日現在の本協議会の役員は、理事11名、監事2名、評議員会については、15名の評議員、評議員選任・解任委員6名で構成されており、このうち評議員については、各地域の代表者をはじめ、福祉関係者等から選出されています。限られた時間の中で開催される理事会、評議員会が、より実質的な議論の場となるよう、会の運営に工夫を凝らすとともに、執行機関として理事会と議決機関としての評議員会の役割の違いを考慮し、現状の評議員の選出区分、人数等についての見直しを進めます。

今後においては、本協議会は公共性と民間性を併せ持つ地域福祉を推進する団体として、従来にも増して地域住民から信頼されるような組織づくりを目指すとともに、理事会や評議員会の議論が活発に行われるよう、情報提供を積極的に行い、意見交換の場を数多く設定するなど、運営の見直しを図ります。

2 職員体制の強化

本協議会の職員体制については、地域福祉を着実に推進していくため、中・長期的な展望のもと、将来を見据えた職員の採用計画や適材適所な職員配置が重要です。

令和2年4月1日現在の本協議会の執行機関は、総務課、福祉課、介護サービス課で構成され、職員数は正規職員32名で、他に市からの派遣職員3名、臨時職員62名の合計97名の人員体制となっています。

○正規職員の年齢別構成数（令和2年4月1日現在）

年齢（歳）	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45
職員数	1名	1名	1名	3名	5名
年齢（歳）	46～50	51～55	56～60	合計	
職員数	6名	8名	7名	32名	

○正規職員職務別構成数（令和2年4月1日現在）

職名	課長	係長	主査	主任	主事	合計
職員数	2名	3名	11名	6名	10名	32名

職員の資格保有状況では、社会福祉士8名、精神保健福祉士1名、介護福祉士31名、看護師（准看護師含む）11名、保育士6名、介護支援専門員11名、社会福祉主事12名、訪問介護員20名となっており、職員の多くが何らかの資格を有しています。

限られた人員で、より効果的かつ効率的な執行体制を構築するためには、臨時職員を含めた職員の適材適所の配置や、定員の適正化を図るとともに、正規職員については、中核的な事業を担う職員として必要な定員の確保に努め、職務遂行能力を重視した人材の登用についても積極的に行います。

さらに、人事管理・財務など、組織全体をマネジメントする法人運営部門の体制・機能強化を図る観点から、経理・財務管理の充実を図るとともに、働き方改革を踏まえ、職員の適正管理並びに職員研修の拡充による資質向上策の検討など、法人運営の中核部門としての組織体制の強化を図ります。

なお、新規採用職員の採用計画に関しては、組織の継続と今後の事業展開を考慮し、必要最低限の職員確保のため、退職職員の再雇用、臨時職員の配置で補うものとしますが、介護保険事業など将来を見据えた事業の見直しを図ることも視野に、また、職員の年代構成（長期にわたって新規採用を中断していたため、20歳代、30歳代の職員が少ない。）のバランス等にも配慮して、必要に応じた職員配置を行います。

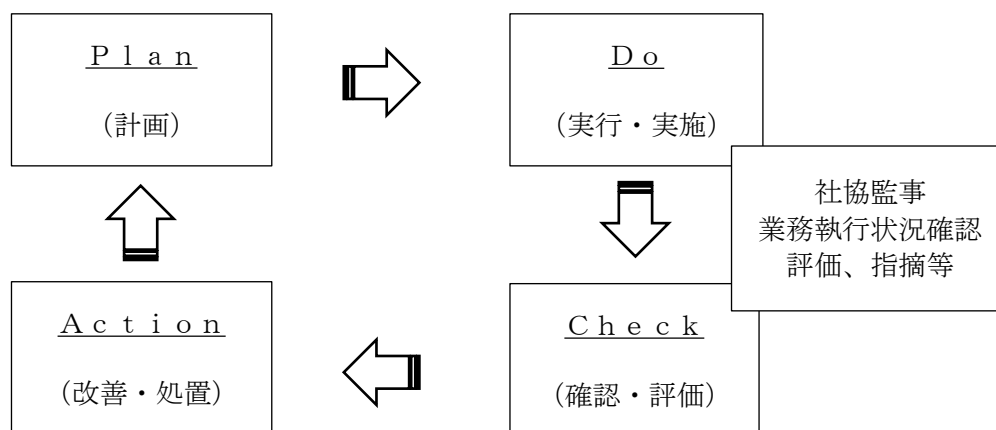
第7章 計画の推進と評価

1 社協の見える化・見せる化の推進

住民主体を原則とする本協議会にとって、住民からの理解と支援はその役割を担う上で大きな原動力となります。これまで以上に活動の内容や財源の使途などの広報、発信力を強化し、住民理解を促進するため、“社協の見える化・見せる化”の推進を図ります。

2 PDCAサイクルに基づく管理

本計画の進捗状況は、PDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。
また、本計画を監事からの評価、指摘等を踏まえ、評価・検証し、計画の見直しを検討するなど、本計画の効果的な推進を図ります。





佐久市社会福祉協議会 第一次発展・強化（改善）計画

令和3年3月

社会福祉法人佐久市社会福祉協議会

〒385-0043

長野県佐久市取出町183番地 野沢会館2F

電話 0267-64-2426

FAX 0267-63-4541

H P <http://www.sakusi-shakyo.or.jp>

Eメール info@sakusi-shakyo.or.jp